

平成30年

総務委員会

6月14日

豊明市議会

総務委員会会議録

平成30年6月14日

午前10時00分 開会

午後1時52分 閉会

1. 出席委員

委員長	富永秀一	副委員長	一色美智子
委員	村山金敏	委員	月岡修一
委員	早川直彦	委員	近藤郁子
議長	杉浦光男		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木美智雄	議事課長	近藤恒明
議事課長補佐 兼議事担当係長	水野美樹	議事課主事	荻正幸

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮正典	副市長	坪野順司
行政経営部長	藤井和久	市民生活部長	石川晃二
行政経営部次長	岩瀬雅哉	秘書広報課長	馬場秀樹
企画政策課長	中村泰正	財政課長	伊藤正弘
税務課長	塚本由佳	防災防犯対策室主幹	羽場浩一郎
財政課長補佐	萩野昭久	防災防犯対策室長	塚田力
税務課長補佐	田木勇	防災担当係長	前田泰之
消防庶務担当係長	山田恵子	市民税担当係長	前田三和

5. 傍聴議員

後藤学	郷右近修	清水義昭	蟹井智行
宮本英彦	ふじえ真理子	近藤善人	鵜飼貞雄
近藤千鶴	山盛さちえ	毛受明宏	三浦桂司

6. 傍聴者

一般傍聴者 3名

7. 請願者

請願關係者 2名

午前10時開会

○総務委員長（富永秀一議員） おはようございます。定刻に御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶をお願いします。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

本日の総務委員会に付託されました案件、6議案でございます。慎重なる審査をいただきますようお願いいたします。

○総務委員長（富永秀一議員） ありがとうございます。

続いて、議長が御出席でありますので、議長より挨拶をお願いします。

○議長（杉浦光男議員） 議案と、それから陳情と請願、たくさんですが、慎重に審議よろしくをお願いします。

○総務委員長（富永秀一議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんでしょうか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） なしでいいですね、わかりました。

御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には直ちに出席をいただきますので、御承知おきをお願いします。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（富永秀一議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

（一般傍聴者3名入室）

○総務委員長（富永秀一議員） 本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

初めに、議案第55号 豊明市いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会設置条例の制

定についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） それでは、議案第55号 豊明市いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会設置条例の制定について説明をさせていただきます。

この案を提出いたしますのは、市が設置する学校において、いじめ等に関する重大事態が発生した場合に事実関係を調査する必要があるからです。

それでは、内容の説明をいたしますので1枚おめくりください。

第1条では趣旨を、第2条においては、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ等の定義を定めております。第3条では担当事務を定めており、委員会は、いじめ等に関する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査の結果について、調査その他の調査を行うとしております。第4条では組織を定めており、委員会は学識経験を有する者を初め、5名以内をもって組織するとしており、第5条では委員の任期は2年としております。第8条においては守秘義務を、第9条においては委任を定めております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

早川委員。

○早川直彦委員 資料請求をお願いしたいんですが、実は、昨日、山盛さちえ議員の本会議質疑の中で、豊明市いじめ防止基本方針、これが定例教育委員会の中で議題になって承認されております。この中に、今回の条例に関する部分、また、いじめに関する考え方や基本方針、そういう流れが全て書いてあるもので、どうしてもこの条例だけでは読み取れない部分が多々ありますので、担当課のほうはすぐに準備できる状態だというのは聞いておりますので、ぜひともそれを使ってスムーズな進行を求めたいと思いますので資料請求をお願いします。

○総務委員長（富永秀一議員） ただいま早川委員からいじめ対策の基本方針についての資料要求がありました。当局において御用意いただけますでしょうか。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 用意ができます。

○総務委員長（富永秀一議員） 時間はかからないですか。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 5分程度いただければと思います。

○総務委員長（富永秀一議員） お諮りいたします。本委員会として資料要求することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成多数です。

資料が用意できなくても質疑はできますか。

早川委員。

○早川直彦委員 できれば資料を見てからのほうがいいんですが、ちょっと条例には書いていないものや運営規則には書かれていない部分がそこに明記してありますんで、その資料を見てから質疑をしたほうが早く終わると思いますんで、同じことを2回も3回も質問するよりは。

○総務委員長（富永秀一議員） わかりました。

それでは、資料が用意できるまで暫時休憩といたします。

午前10時5分休憩

午前10時10分再開

○総務委員長（富永秀一議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

休憩中に当局より豊明市いじめ防止基本方針の案についての資料の提出がありましたので、その内容について説明を願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） それでは、お手元にお配りをさせていただきました豊明市いじめ防止基本方針（案）の説明をさせていただきます。

2ページからお願いをしたいと思います。

まず、1では、いじめの定義がうたってございます。

2では、いじめ防止に関する基本的な考えということで、3つ基本的な考えを示しております。1つがいじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処でございます。

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であると同時に、どの児童生徒にも十分に被害者にも加害者にもなり得るという可能性があるということをおうたっております。

まず、1、いじめの未然防止です。教育委員会では、いじめを生み出さない学校づくりを支援してまいります。イ、学校では人間関係をつくる力、信頼関係を育むことを通していじめの未然防止に努めます。保護者は子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命

や他を思いやる心を育てること等を努めることが求められます。地域は、健全育成に寄与をします。

2番目、いじめの早期発見です。教育委員会は、相談しやすい環境づくりに努めます。学校は、全ての教員がいじめに対する認識を持って適切に対応できるよう指導力の向上を図ります。

3番目のいじめの対処です。教育委員会は、学校がいじめの対応や問題の解決に向けて指導、助言を行い、適切に措置が講じられるように支援をします。学校は、いじめが認知された場合、直ちに事態を把握して対応に当たるとともに、事実関係を教育委員会に報告することになっております。また、対応に当たる際は、学校全体で組織的に対応することになっております。また、いじめが解消している状態に至った場合も、その後も深く観察するなど、再発防止に努めます。

3番です。いじめ防止対策のための組織及び役割ということで、豊明市には、豊明市いじめ問題対策連絡協議会を置きます。ただし、2番の部分です。教育委員会の附属機関として、この豊明市いじめ問題対策連絡協議会を附属機関とすることとしております。ウの部分です。重大事態に係る調査を行う必要が生じた場合は、この附属機関により調査を行いますとあります。

4番の市のいじめ防止対策です。市は、相談体制の整備を図るためにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、心の教室相談員等を学校に配置をいたします。家庭、地域の連携を図ってまいります。教職員の資質の向上として、研修等を行います。また、インターネット上のいじめに対する対策の推進ということで、情報モラル教育などを充実をさせます。

5番です。学校がいじめ防止対策ということです。学校は、学校いじめ防止基本方針を策定していじめの防止のための対策を行います。いじめ防止等の対策のための組織といたしまして、教職員で構成したいじめ・不登校対策委員会を設置して、小さな予兆や懸念、児童生徒からの訴えを特定の教師が抱え込まないように組織で対応することになっております。

1枚はねていただいて、6ページ、いじめ防止等の取り組みということです。

全ての児童生徒を対象に計画的、組織的にいじめの防止等に取り組めます。

6番です。重大事態への対処です。学校または教育委員会による調査ということで、重大事態とはということで、いじめ防止対策推進法、こちらのほうを引用しております。

その下のアです。重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会を通じて市長へ報告をすることになっております。その部分で、いじめとはという部分です。第1号にあり

ます生命、心身または財産に重大な被害というのは、例えば次のような場合です。児童生徒が自殺を企画した場合、心身に重大な障がいを負った場合、金品等に重大な被害をこうむった場合、精神性の疾患を発症した場合。第2号の相当の期間とは、不登校の定義を踏まえて年間30日を目安としますが、この目安にかかわらず、重大事態と捉える場合があるとなっております。

重大事態の調査です。教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体や調査組織について判断をすることになっております。学校が調査を行う場合は、いじめ・不登校対策委員会を母体として調査や対応を行います。学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は、教育委員会において調査を行います。教育委員会が調査を行う場合は、教育委員会の附属組織、先ほどありましたいじめ問題対策連絡協議会が調査を行うということになっております。

7ページの下の子印です。

学校または教育委員会が行う調査は、事実関係を明確にするための調査であり、重大事態に至る要因となったいじめ等が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったのか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にするものです。

下のほうです。

この調査は民事、刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を目的とするものではないということがうたってございます。

下の6の2です。今回、議案第55号でお願いしている部分です。市長は、学校または教育委員会が行った調査の結果について報告を受け、再度調査が必要かどうかを判断し、必要な場合は、市長が附属機関を設けるなどして再調査を行うとしております。市長は、再調査を行った場合、その結果を市議会に報告をすることになっております。市長及び教育委員会は再調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対応または同種の事態の発生を防止するための必要な措置を行うとなっております。

1枚はねていただいて、10ページ、11ページの部分です。

組織図としてと、あと、フロー図ということでございます。教育委員会のほうには先ほど言いました教育委員会の附属機関である豊明市いじめ問題対策連絡協議会、各学校には、いじめ・不登校対策委員会がございまして。今回、議案第55号で条例を制定させていただくのは、隣の部分の波線の部分です。重大事態発生時の調査委員会第三者委員会をお願いするものであります。

以上で資料の説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いします。

早川委員。

○早川直彦委員 資料、大変ありがとうございました。内容がよく見えて、緻密に計画が立てられることでちょっと安心しました。

そこの部分でちょっと確認したいんですが、3月20日の定例教育委員会の中で、不服があった場合というふうに書いています。不服があった場合などに第三者委員会が開催されますというふうに書いてあります。多分、この不服があるっていうのは当事者なり、その被害を受けた方が想定されると思うんですが。先ほど資料請求でいただきたいいじめ防止基本計画の8ページの部分、6の2の市長による再調査及び措置のところだと、市長は学校または教育委員会が行った調査の結果について報告を受け、再度調査が必要かどうか判断し、必要な場合はとなっているんですが、ここの部分には不服があった場合ということは全く書かれていないんですが、これはどのように解釈すればいいのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁をお願いします。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 当然、教育委員会等が行った調査に対しては保護者等に説明がありますので、そこの中で、例えば保護者のほうから不服があった場合は、例えば再調査を行うですとかそういったことも考えられると思います。最終的に、そちらのほうでまとまった調査結果、そちらをもって不服とされた場合には、市長のほうで再調査が必要と認めた場合に、この第三者委員会で調査を行うという、そのようなふうで解釈をしております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 関連してお願いします。

不服だよっていう部分、申し出がもし結果についてあった場合は、そのことを学校、または教育委員会に当事者とか被害に遭われた方から報告があつて、教育委員会、例えばいじめ・不登校対策委員会、各学校にあるものや、豊明市いじめ問題対策連絡協議会のほうに多分不服が、どちらかで審査されれば、不服がもし出ればそこで不服がありますよってなった場合は、その報告を市長が受けて、市長が、これは再調査する必要がある、する必要がないという判断をするのでしょうか。不服があれば、もう再調査をするというもの

为什么呢。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 教育委員会のほうでは、不服を受けた場合に、その中の調査の結果、再調査をするということはあると思います。再調査をして、もうこれ以上調査をする部分がないという形でこちらのほうの報告としてまとまってまいりますので、その部分を市長が報告を受けて、その報告をもって、市長がもし再調査が必要であると認めた場合に第三者委員会で再調査を行うというふうに思っております。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 不服がある方にとっては、この部分は間違いであるとか、この部分は正しいと、ここは間違いであるとか、多分そういうもので不服が多分出るのかなと思う、ないのが一番いいんですが、出た場合は、基本的にはいじめ・不登校対策委員会、学校で設置されたものやいじめ問題対策連絡協議会で調査をして、そういう不服が出ればもう一回それを審査をして、また、それでも審査を尽くしても、さらに不服があつて市長が判断すれば重大事態の第三者委員会の調査をする可能性があるということですね。こういう流れなんですよね。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 教育委員会のほうが再調査ですとか再々調査を行って、最終的にまとまったものが報告書という形と解釈をしております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 質疑、ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 あと、これ、不服があつた場合っていうものが、多分これ、いじめ対策防止基本方針も最終的に今回の条例が通ればネット上に上がってくると思うんですが、そういう不服があつた場合という言葉の文面も万が一そういう不服だつた場合もということも書かれて、もっと要約したものをつくるんでしょうか。多分、一番いいのはいじめがないのが一番理想なんですけど、万が一あつて、重大な事態があつたときに、こういう制度があるのを知らなかったとか、それじゃいけませんので、その辺はどのような周知を考えているんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） そちらのほうは、教育委員会と再度調整をして上げたいと思っております。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑は。

早川委員。

○早川直彦委員 あと、不服があった場合というのは、今、現状にある豊明市いじめ問題対策連絡協議会運営規則や今回の豊明市いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会設置条例にも書かれていないんですが、今回の55号が認められた場合には、これ、いじめ問題対策連絡協議会運営規則の中も若干文章を変えたりするのでしょうか。そのまま変えずに、いじめ対策基本方針のほうに書いてあるから、それで補完されているということになるのでしょうか。その辺もちょっと、現状の運営規則の中ではこれも読み取れないですんで、不服がある場合とか、その辺はどういうふうに解釈すればいいのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 教育委員会の見解となりますので、私のほうからちょっとお答えのしようがないです。

（わかりましたの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑はありますか。

月岡委員。

○月岡修一委員 それでは、議案第55号 豊明市いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会設置条例の制定について、数点にわたってお尋ねを申し上げますが、私に対する反問権は行使しないように申し述べておきますのでよろしくお願いいたします。

いじめ防止基本方針の中で、非常に細かく網羅されているのはいいんですが、どれほどすばらしい基本条例、防止基本条例、方針とか全国的にあると思うんですけども、それでもなかなかいじめがある、また、防ぐことができない、重大事態に陥る、いろいろあるわけですけども、いじめが重大事態に発生したという時点で、これはもういじめとかそうじゃなくて、刑事責任を問える重大な事件なんですよ、実態はね。だから、本来、これを基本にして、そういう事件に至るまでに、まず学校で生徒を預かる先生たちが、これを放置しておいたら重大事態になる可能性があるという判断を的確にすることだと思うんですね。それが、この中にも先生たちが意思の疎通を持っていろいろとやるようなことが書いてありますが、そういったことが本当に現場でスムーズにいくのかどうか、その辺ちょっと確認させてください。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。できますか。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 私の知り得ている知識の範囲内のお答えにはなりますが、学校現場、Q-Uアンケートとかをやっておりまして、定期的にそういった児童生徒の生活ですとか、心のあり方というのを調べるような調査を行っておると認識をしております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにありますか。

月岡委員。

○月岡修一委員 一番、私の立場で申し上げますと、恐れるのは精神的な圧力とか精神的な暴力なんですね。なかなか、児童生徒の性格によっては、それを適切に学校の先生に伝えるとか親に伝えるということができない子どももいる。しかし、長年のキャリアを積んでいけば、やはりどこかおかしいなということはわかる、そういう能力のある先生もみえると思うんですが、そういったことが重大事件につながるというふうに、本当に受けとめてくれればいいんですが、多忙をきわめるそういった立場にいますので、よく見逃してしまったとか、言いわけごときが日本中に蔓延しておるわけですけども。

一番大事なことは、そういう個々の先生たちの能力をいかに適切に判断できるか、そういったことに焦点を当てられると思うんですが、教育委員会としては、学校側にここに書かれているような文書だけじゃなくて指導を徹底していく、そういった考えがあるということによろしいですか。

○総務委員長（富永秀一議員） 月岡委員に申し上げますが、今、教育委員会は出席をしておりませんので、そこを踏まえた上で質疑をお願いしたい。

○月岡修一委員 いえいえ、でも、学校側に指導をするのは教育委員会でしょう。だから、それがありますかということ。

○総務委員長（富永秀一議員） 出席者の中に教育委員会の者がおりませんので、それを踏まえた上で。

○月岡修一委員 いやいや、学校を指導するのは教育委員会じゃないですか。問題があったら、教育委員会は知らないで通りますか。通りませんよ。

○総務委員長（富永秀一議員） 今回の議案についてということになると、なかなか今の問いに答弁ができる人が今、いないと思われませんが、できますか。

○月岡修一委員 できなけりゃ結構ですけど。

○総務委員長（富永秀一議員） では、坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） 教育委員会の範疇なんで、やっぱり慎重に話はせなあかんと思うんですけども、今、課長等が説明させていただくいじめ防止基本方針の中の3ページの

いじめの未然防止というところが、今、月岡委員が言われておるところだと思います。この4つの中で、豊明市教育委員はというところと、学校は、保護者は、地域はという4つの課題がありますので、この中で、先ほど言われましたとおり、教育委員会が1番になりますので、これ、この会話については教育委員会も十分聞いておりますので、そのように指導していくと私は思っております。

以上でございます。

○総務委員長（富永秀一議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 あってはいけないことですが、どっちかというとな全国的に学校が閉鎖的だと言われてますよね、余りいい言葉じゃないかもしれませんが。要するに、事を未然に、表へ出さずに処理したいという。しかし、この中の防止基本条例の中には、適切な時期に市と警察、または関連機関に情報を提供して判断を仰ぐというふうになってます。そういったことが本当にできるのかどうか、教育委員会にと言うとただめだと言われるんで、誰でもいいから、本当に書いてあるとおりに、これは警察に判断を求めたほうがいい、事件性が高いというようなことが、例えば心理的な問題を例えば受けとめてできるのかどうか。

○総務委員長（富永秀一議員） よろしいですか。月岡委員に申し上げますが、今回の議案というのは、要するに教育の部局では最大限やったけれども、それでも解決ができないと思われる場合に、第三者的に市長部局といいますか、別のところで作るといいますので、その部分について絞った質疑をお願いいたします。

○月岡修一委員 ちょっと待ってください。そうじゃないの。学校で食いとめれば、このような委員会が、重大委員会は必要ないと言いたい、開催は。もとは学校なんだって、基本的には。一番最前線にいる先生たちの知識、能力、感性、そういったものをフルに活用して未然防止に努めることがこういった重大なものをつくらなくても済む、そのための努力をどのようにするのかって、そういうことを言っておる。

（発言する者あり）

○月岡修一委員 黙りなさい、ちょっと、私が答弁もらうまで。

○総務委員長（富永秀一議員） 月岡委員に申し上げますが、教育現場が重要という指摘は確かにそうだと思いますが、教育についての現場について……。

○月岡修一委員 委員長の答弁を求めてませんので、答弁できなかつたら答弁できないで結構です。

○総務委員長（富永秀一議員） じゃ、答弁できますか。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） 先ほども話ししてはいますが、私どもの立場上の中で教育に関することについては、やっぱり慎重な発言が必要だと思っております。

先ほどお話ししましたとおり、この会話については教育委員会、教育長並びに教育部長、学校教育課長、聞いております。支援室長も聞いておりますので、それは委員会の委員さんの御意見として承っておると思っておりますので、そのようにやはり指導もしてまいりますし、支援室の室長さんもおみえだもんですから、今後、今、月岡委員の強い意見もありますので、それを反映していくと思っております。

以上です。

（発言する者あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 第4条で、1番、（1）から（5）までの内容で委員に有する方の内容が書かれておりますが、少し私には理解できないところがあるんですが、よく役職について、市役所は学識経験を有する者とか、こういう法律について専門的な知識を経験する者、もっと具体的に説明していただけませんか。例えば、法律について、（2）は弁護士なのか、ただ知識があればいいのか。そういったことを一番心配しています。これ、5つについて具体的なこと、答弁を求めたいのと、もう一つ、どちらかという、今までは役職についてくださいというお願い、押しつけ的な要素が多い、私、長い議員の生活の中から判断できるのは。本当に子どもたちの重要性を鑑みて、自分ならば役に立てるとい、そういった意識を持ってやっていただける人を選ぶのか、そのことを本当に重要なことだと思っておりますので、この2点について、ちょっと詳しく説明を求めたいんですが。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） それでは、組織の部分の委員の部分です。

まず、学識経験を有する者ということで、大学の先生をお願いしたいと思っております。こちらのほうは基本的には、例えば危機管理の知識にたけているですとか、あと、教育委員会が行った調査を冷静に分析できるですとか、そういった方をお願いをしたいと考えております。

2番の法律について専門的な知識及び経験を有する者ということで、具体的には弁護士を考えております。弁護士会から推薦をいただいたりですとか、そのような形を考えております。

社会福祉について専門的な知識及び経験を有する者といたしましては、例えば役職名で挙げるのであれば、例えばスクールカウンセラーですとか、スクールソーシャルワーカー、

子どもの心理と、あと、そこの家庭教育環境ですとか、そういったところまで読めるような人を想定をしております。

4番、少年犯罪について専門的な知識及び経験を有する者ということで、こちらも弁護士を考えております。こちらのほうには、特にそういった少年犯罪ですとかそういった部分にたけた弁護士を推薦をいただくような形を考えております。

5番です。精神疾患また発達障がいに関する医療について専門的な知識ということで、こちらのほうは、例えば精神科の先生ですとか臨床心理士ですとか、そういった専門的な方を想定をしております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 月岡委員。

○月岡修一委員 以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○総務委員長（富永秀一議員） 質疑ではないですね。

では、そのほか。

早川委員。

○早川直彦委員 先ほどの月岡委員の質問の続きの第4条のほうに移らさせていただきますが、そもそも、これも3月に行われた定例教育委員会の中にも、不服があった場合に、同じ教育委員会のメンバーで行ってもいけませんので、市長部局がつくる全く別の専門家で構成された委員会で協議していただく予定だというふうに書かれておりますので、当事者とか被害を受けた方とかの面識とかつながりが全くない方を多分選ばれるということだと思うんですが、それをどのように担保するのか、その確認の方法とかというのは何か考えているのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 具体的なもし事例が発生して、第三者委員会を立ち上げなければならなくなった状況の部分で、直接本人に利害関係がないですとかというところは調査をしてお願いをしたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 さらになんですが、これ、人数は委員が5人以内をもって組織するとなっているんですが、これは5人以内が適切かどうかというのもなかなか難しいのかなと、もっと人数が多いほうがいいのか、少ないほうがいいのかと思うんですけど、この5人以内というふうに決めた何か根拠というのはあるのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 近隣市町の例とかを見ても、余り大人数ではないという部分が1つございます。あと、基本的には、先ほど言いましたように、教育委員会のほうででき上がった報告書についての調査という形になっておりますのでその部分を、確かに大人数の中でいろんな意見をいただくというのも1点でしょうけども、先ほど言ったこの5名ぐらいで大丈夫ではないのかなと、そのように考えております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 さらに関連してなんですが、近藤善人議員の本会議質疑でもありましたが、例えばこのメンバーの中の5人以内のこの方はふさわしくないとか、かえてほしいとかというような、もし声が出た場合、そういう場合の対応については考えているんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 基本的には、公平性と中立性をもって委員会を立ち上げたいと思っておりますので、そのようなメンバーを人選するというところで努力をしたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 さらに確認なんですが、この55号に出されている部分は、調査の部分だけしか書かれてないですが、これは調査をして終わりということで、調査をすればまた市長のほうに報告をして終わりという形なんでしょうか。

また、この55号に出された調査委員会で報告書を上げて、それに対して不服があった場合も、またさらに再調査とか再々調査というのも検討されているんでしょうか。その2点、お願いします。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 第9条のところに、そういった場合はまた委員に諮って決めますというような部分が、市長が別に定めるとありますので、そういった部分も想定をしながら、もし再調査が必要であれば、市長のほうから再調査を依頼するという、そのような形になると思います。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに質疑は。

早川委員。

○早川直彦委員 こちらについては、55号については、これについての報告という部分まではないということ、市長部局のほうからの報告という考え方はないということ、ただ調査をする機関だけだということによろしいのでしょうか。これについての公表をするという考えは、市長部局からというのはないのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 最終的には、調査結果を踏まえて議会に報告をするという形になっておりますので、そのように報告をする予定です。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はありますか。

村山委員。

○村山金敏委員 その報告なのですが、プライバシーの部分がかなり入ってくると思いますが、その辺はどういうふうに考えていますか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 報告にあっては、個人のプライバシーを大変尊重するような形の報告を行うという予定をしております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） では、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第55号 豊明市いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会設置条例の制定について、賛成の立場で討論いたします。また本会議場でも討論いたしますので、ここでは簡単に討論いたします。

資料請求、出していただいて非常にありがたいんですが、いじめ防止基本条例、これを見ることによって内容がしっかりわかったのと、他市と比較しても先進的に出していると

ころと変わらないぐらいしっかり内容がまとめられているなどと思います。

一番いいのは、いじめがないのが一番いいんですが、でも、万が一に備えてどうしたらいいかということも考えておくのも、やっぱり行政の役目だと思いますので、お願いしたいと思うのと、あと、しっかりこれ、周知する方法も考えていただきたいのかなと、ないのが一番いいんですが、あったときに備えての方法もやっぱりわかりやすく周知するということ。

あと、もう一点なんですけど、昨日、山盛さちえ議員の本会議質疑でもありましたが、これ、まだネット上にも公開されておられません。実はこれ、山盛さちえ議員が知らなければ、私もこういうふうの流れっていくというのは全然イメージがつかなかったです。ほかの条例でもそうなんですけど、筋道となる例えば基本方針があって、それに基づいて条例とかが出てくるんであったら、そういうものはまだネット上にも上がっていないじゃなくて、間に合わないんだったら、参考資料として、こういう方針でこの部分で出しますよというのは、ぜひとも副市長にお願いしたいんですが、やはりこちらも資料を見て、これで本当にいいのかなとか、さらにこういうものを加えたらいいんじゃないかとかということも必要ですので、できる限り資料は、必要な資料だということはお出ししていただくように要望して、賛成といたします。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 議案第55号 豊明市いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会設置条例の制定について、賛成の立場で討論申し上げます。

ここまでの委員会の設置が必要なのかなという、多少そういった気持ちもありますが、最悪の事態に備えてつくることはやぶさかではありませんので、それは結構だと思います。

しかし、今の流れを見て、いじめ防止基本方針とかを読んでもみると、流れが長過ぎて、何段階にもわたって行って、この重大条例の制定について委員会が動くまでに時間がかかり過ぎるということ、そういう気がするということ。それから、設置された後も、さらにまた時間を要する。そういったことをやはりよくよく考えて行動していかなければいけないと思うことが1つあります。

学校のことを、小中学校のことを表へ出したくないというのは、校長さんは当たり前かもしれませんが、事件があれば事件として処理をしていかなきゃいけない、そういった張りのあることをやっぱり教育委員会としてはしっかりと指導していかなきゃいけないということはまず1つですね。ですから、速やかに、重大事件が発生に至ったら委員会を立ち上げて、できるだけ早くその処理をしてあげることが大事かなと思いますので、そう

いう方向に迅速に動いていただくことをお願い申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 議案第55号 豊明市いじめ等に関する重大事態発生時調査委員会設置条例の制定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

近年のいじめで最悪な状態になりますのは、もちろん学校、教育委員会でこういった対策会議がされた後のことだというふうに思っています。それがないように、市側でもいじめに遭った当事者、そして保護者などに対して、さらに二重、三重に救いの手を伸ばしていくという、ある意味、つくったことで学校側にももう少し早く気がついていただいたりですとか、そういったことのおもしろにもなっていていただくようなことになるのではないかなというふうに感じております。

この条例の中には、第9条に、万一想定されたこと以外に対しても対応していくようなことが担保されておりますし、学内だけのいじめではなくって、家庭の中の虐待とかも最近多い状態にもありますので、そういったことも対応していただけるようなことをお願いをして、賛成とさせていただきます。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第55号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第57号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） それでは、議案第57号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

この案を提出いたしますのは、いじめ等に関する重大事態発生時調査委員の新設のため必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をさせていただきますので、1枚おめくりいただきたいと思いま

す。

先ほど、議案第55号で提案をさせて承認をいただきました豊明市いじめ問題等に関する重大事態発生時調査委員会の設置に伴い、別表中に、いじめ等に関する重大事態発生時調査委員を新たに追加し、報酬額を日額2万円とするものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 1つだけ確認なんですけど、日額2万円となっておりますが、これは時間の長さに関係なく、1日、日額2万円ということによろしいでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁をお願いします。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 日額ということで、時間に関係なく2万円ということでございます。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

早川委員。

○早川直彦委員 この2万円という額が適切かというのちょっと悩ましいところがあるんですが、この額についても、2万円の根拠について聞かせてください。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場秀樹君） 近隣市町のほうではこのような条例を定めておりまして、日額ですとか、あと、回数をもって報酬を定めているところがございます。私どもの調査したところだと、小牧市は日額1万5,000円、日進市は日額1万円、長久手市は日額2万円以内、春日井市は日額で2万600円、大府市は1回7,500円、このような資料をもとに日額2万円ということで定めさせていただいたものです。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

(進行の声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) それでは、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

月岡委員。

○月岡修一委員 議案第57号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、私は事の重大性を鑑みますと、時間にかかわらず日額2万円という金額は妥当だろうと、御多用の中をそれぞれの重きのある立場の方に御出席を願うわけですから、本来でしたら2万円でも足りないって、そういった事態に陥る感覚を持たれるかもしれませんが、とりあえず今、説明の中では、近隣の市の中ではまあまあ日額2万円というのは高いほうかなと受けとめましたので、それは、僕はいい判断だなと思っております。

以上です。

○総務委員長(富永秀一議員) 賛成ということですね。

○月岡修一委員 賛成です。

○総務委員長(富永秀一議員) ほかに討論ございますか。

(進行の声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第57号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第57号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第58号 豊明市税条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

塚本税務課長。

○税務課長(塚本由佳君) それでは、議案第58号、豊明市税条例等の一部を改正する条例について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからでございます。

主な改正点につきまして、新旧対照表にて御説明いたします。

今回の改正では、第1条から第6条までに分かれております。新旧対照表では、左上枠の上にございます見出しの最後の括弧の中に第1条関係と記載してございますが、こちらが第6条関係までございます。第2条から第5条までに、主に第1条で改正したたばこ税

で、加熱式たばこを5段階で上げるため、改正する条文をさらに改正しております。第6条につきましては、平成27年条例第30号で市税条例の一部を改正させていただいたものを改正しております。

それでは、改正内容を御説明いたします。

新旧対照表1ページをお願いいたします。

さまざまな働き方に対応するため、給与所得控除や公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除が10万円増額されます。給与収入等が同じである場合、納める税額は変更ございませんが、所得金額が10万円上がることとなります。これに対応し、ページ下段、第26条第1項第2号では、障がい者等の個人市民税の非課税範囲を125万円以下から135万円以下に変更し、同様に、その下、第2項では、個人市民税の均等割を、ページを11ページまでおめくりいただきまして、附則第5条では所得割の非課税の範囲をそれぞれ10万円引き上げるものでございます。

ページを2ページにお戻りください。お願いいたします。

第33条の2では基礎控除を、第33条の6では調整控除の適用に所得要件の上限を設定いたします。それぞれ2,500万円以下に適用されます。

続きまして、4ページ、お願いいたします。

第46条、法人市民税の申告納付です。資本金や出資金が1億円を超える、いわゆる大法人等の法人市民税の申告を電子申告に義務化するものでございます。

次に、たばこ税でございます。

資料を新旧対照表から変わりました、A4の1枚のみの議案第58号資料、市たばこ税の見直しの全体像をお願いいたします。

(早い声あり)

○税務課長(塚本由佳君) 済みません。

(よろしいですかって聞いての声あり)

○税務課長(塚本由佳君) よろしいですか、済みません。

じゃ、今回のたばこ税の改正について、図にてお示ししておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

たばこ税は大きく分けて3点の改正がございます。

1点目は、一般の紙巻きたばこ税率の引き上げです。図では上段をごらんください。

現行では1本当たり5.262円ありますが、このたびの改正で0.43円ずつ増額となり、平成30年10月に1本当たり5.692円、平成32年10月に6.122円、平成33年10月に6.552円となります。

2点目は、加熱式たばこの課税です。新たに加熱式たばこが規定され、重量1グラムごとに紙巻きたばこに換算する方式から、重量と価格を1対1の比率で紙巻きたばこに換算する方式へ段階的に変わります。従前の方式と新方式の割合を5分の1ずつ5段階で変更し、新しい方式へ移行いたします。平成30年10月1日より5年かけて移行いたします。

3点目は、旧3級品の紙巻きたばこです。旧3級品は、平成27年条例第30号市税条例の一部改正にて段階的に引き上げをしており、平成30年4月1日より1本当たり4円となっております。次回引き上げを平成31年4月としておりましたが、このたびのたばこ税の改正に伴い、半年おくらせ、平成31年10月に変更し、一般の紙巻きたばこと同様となります。続きまして、固定資産税について説明いたします。

資料を新旧対照表にお戻りをお願いしたいと思います。

11ページをお願いいたします。

附則第10条の2、固定資産税の課税標準の特例割合を条例で定めるもので、いわゆるわがまち特例でございます。第1項の汚水または廃液の処理施設と第4項の雨水貯留浸透施設について、参酌基準が変更されたことに伴い、新しい参酌基準に変更するものでございます。また、第3号にありました特定有害物質の排出または飛散の抑制施設について、特例が削除されましたので削除いたします。第7項から第14項までは、再生可能エネルギーについて、それぞれ総務省の定める規模別で規定されたことに伴い、新しい参酌基準で改正したものです。主なものとして、第10項は太陽光発電で、規模は出力1,000キロワット以上で12分の7以上、12分の11以下の範囲で、参酌基準は4分の3でございます。出力1,000キロワット未満につきましては参酌基準に変更はなく、3分の2のままでございます。

13ページをお願いいたします。

第18項では、中小企業者が認定先端設備等導入計画に従って導入した機械装置の特例が新たに規定されました。ゼロから2分の1の範囲で、こちらは参酌基準はございませんが、ゼロとすることでものづくり補助金等の優先採択があり、中小企業の後押し効果を相乗的に上げることができることから、割合をゼロといたしました。生産性向上特別措置法の施行日から平成33年3月31日までに取得したもので、3年度分が減額となります。

附則といたしましては、施行日、経過措置、たばこ税の手持ち品課税について規定しており、施行日につきましては、一部を除き、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用いたします。

除かれるものの主なものとして、たばこ税に関するものが5段階で変わることから、それぞれの施行日を平成30年10月1日から平成31年、平成32年、平成33年、平成34

年までの各年の10月1日としております。ほかに、大法人の法人市民税の電子申告に関するものが平成32年4月1日、障がい者等の個人市民税の非課税の範囲や均等割、所得割の非課税範囲などが平成33年1月1日、固定資産税の中小企業者が認定先端設備等導入計画に従って導入した機械装置の特例が生産性向上特別措置法の施行日となっております。

なお、附則にあります手持ち品課税とは、卸売販売業者が、小売り業者がたばこ税の引き上げ前に仕入れたたばこで、引き上げ以後に所持していた場合に税率の引き上げ分に相当するたばこ税を課税するものでございます。

以上、説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 理事者の説明は終わりました。

質疑に入る前に、1時間たちましたので10分間休憩といたします。11時10分まで休憩といたします。

午前11時2分休憩

午前11時10分再開

○総務委員長（富永秀一議員） それでは、休憩を解き、議案第58号の質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 58号の参考資料の対照表のがわかりやすいと思いますんで、1ページと2ページなんですけど、障がい者とか未成年者、寡婦、寡夫、字が2つありますんで寡婦のところの135万1,000円を超える場合を除く、125万から10万円上がる。また、ページめくって2ページのところ、所得控除の部分も金額が250万以下ですか、こういう数字が……。

（発言する者あり）

○早川直彦委員 字が違う、合計所得金額が、これは高いほうですね、2,500万ですね、ありますけど、これ、変わることによって、特に障がい者の皆さんとか未成年者とか、寡婦の方のほうは、影響は何か出るのか、そのまま変わらないのか、逆に恩恵を受けるのか、ちょっとわかりにくいですね。そこ、教えてください。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 障がい者や未成年者や寡婦のほうの非課税枠につきましては、影響のほうはないと思われまして。

（所得の高いほうでした、これの声あり）

○税務課長（塚本由佳君） そうですね。

あと、先ほどの2,500万円以下のほうということになりますけれども、こちらのほうは障がい者や寡婦等と関係はございませんので。

以上です。

(発言する者あり)

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

早川委員。

○早川直彦委員 たばこの関係について、この表からのが多分わかりやすいと思うんですが、30年4月から旧3級品の紙巻きたばこがプラス1本当たり0.645円上がる、あと、これは30年10月からですか、一般の紙巻きたばこも1本当たり5.692円上がる、あと加熱式が5回に分かれてということで加熱式も上がるということになると、これ、税収が30年度も若干ではあるけど影響があると、上がるほうに影響があると思うんですが、どれぐらいを見込んでいるんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） たばこ税のほうにつきましては、基本的に紙巻きたばこのほうが一番大きいかと思われれます。平成30年度課税につきましては、10月以降の半年分が該当してくるかと思いますが、一応1,300万程度の増収を見込んでおります。たばこ税のほうなんですけど、どうしても増税になりますと買い控えだとか、たばこをこの機会にやめられるといったことで、購入のことになりますので、若干その点下がる、その1,300万から下がる可能性はございますが、見込みとしてはその程度を見込んでおります。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

早川委員。

○早川直彦委員 またこちらの新旧対照表の13ページの18項になるのかな、これ、割合がゼロ%とするというものなんですけど、これ、中小企業庁のホームページ上を見ると、市町村の判断により新規取得設備の固定資産税が最大3年間ゼロになりますというふうに今、うたわれて書かれているんですが、この中を読むと、市区町村で導入促進基本計画の策定というふうに書いてあるんですが、この部分が何か策定されたのか、そういうことの説明が全くないんです。この辺のちょっと説明をいただきたいのかなと。あと、この計画というのはどの部分、市内全域なのか、どこかの地区を限定しているものかというのもわかり

ませんので、この辺の説明をお願いします。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 今、お話いただきました市のほうが計画する計画でございますが、ただいま産業支援課のほうで計画を策定をしておる段階でございます。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁は終わりました。

早川委員。

○早川直彦委員 この条例の制定までには、計画も、これはあれですね、国が条例を制定しないと、ゼロ%というのはできないから、まず、それまでには、もう完全に間に合わすということなんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 今、こちらのほうの法律が施行されてから、計画を立てていただきまして、市のほうも計画をするんですが、企業者のほうも計画をされまして、それに即したもの、これから取得していただくという形になりますので、これからということになるかと思えます。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 実際に何月ぐらいからこれが開始される、今年度中ではあると思うんですけど、まだちょっと時間がかかるということですか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 計画の策定は、今、私が聞いているところによりますと、経済産業省のほうに今、確認のほうを、同意を得ないといけないそうですので、今、その段階だというふうに聞いております。恐らくは来月ぐらいからは大丈夫なのではないかというふうで聞いております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁は終わりました。

早川委員。

○早川直彦委員 これ、非常にいい施策であるんですが、周知の方法というのはということも考えないと、せっかくいいものやってもいけないと思うんですが、これはどういう

ふうに考えているのでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

塚本課長。

○税務課長（塚本由佳君） 条例がこれで決まりましたら、ホームページ等で、また周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） それでは、質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第58号の市税条例の一部改正について賛成の立場で討論いたします。

一番最後に質疑した部分なのですが、先進的な取り組みで、中小企業の皆さんが設備投資をちょっと考えているところで、手間は多分、計画を出したりとか、県の補助金をもらう、当たるかどうかという部分もあるかもしれないのですが、かなりそれをきっかけに設備投資しようかなという可能性もありますので、その周知のほうをしっかりといただきたいのかな、せっかくいいものをやろうとしているところで、知らなかった、気づいたのが1年後だって、1年分損したなんていうことがあっちゃいけませんので、周知のほう、ぜひともよろしく願います。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第58号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第64号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

羽場防災防犯対策室主幹。

○防災防犯対策室主幹（羽場浩一郎君） それでは、議案第64号 豊明市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について御説明申し上げます。

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

内容について御説明いたしますので、1枚おめくりください。

今回、主として改正する第5条第3項につきましては、補償基礎額に加算する扶養親族加算額及び加算対象区分を規定したものでございます。消防団員等に係る公務災害補償は、政令で定める基準に従い、条例で定めるとされておりまして、政令における補償基礎額に加算額及び加算対象のもとになるのは、一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づくものとされており、この給与法が改正されたことから同じ内容の改正を行うものでございます。

改正文3行目、第2条の改正につきましては、損害補償を受けることができる準用規定の条項の明確化を行うものです。続きまして、改正文5行目、第5条第3項の改正につきましては、配偶者及び扶養親族に係る子がない場合の加算額を300円から217円に、配偶者に係る加算額を333円から217円に、子に係る加算額を267円から333円に改めるものでございます。

附則としまして、第1条にて不利益となる配偶者と配偶者及び扶養親族に係る子がない場合を除き、本年4月1日から適用することとし、第2条では、適用日等の前に支給すべき事由の生じた損害補償と適用日等の前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る傷病補償年金等については、従前の例によるものとした規定でございます。第3条では、条例改正前の加算額に基づいて支給されたものについて、改正後の加算額に基づいて支給すべき額の内払いであるということを定めた規定でございます。

なお、現在、補償基礎額を基礎として支給する公務災害は発生しておりません。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第64号は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第65号、平成30年度豊明市一般会計補正予算(第1号)と議案第66号、豊明市一般会計補正予算書(第2号)のうち、本委員会所管部分についてを一括議題といたしたいが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 御異議なしと認めます。

議案第65号と議案第66号のうち、本委員会所管部分についてを一括議題といたします。理事者の説明、質疑、討論は一括して行い、採決は議案ごとで行います。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

塚田防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長(塚田 力君) 議案第65号 平成30年度豊明市一般会計補正予算書(第1号)のうち、防災防犯対策室が所管するものについて御説明いたします。

補正予算書の11ページをごらんください。

歳入歳出予算補正事項別明細書でございます。

では、9款 消防費、1項 消防費、4目 災害対策費、災害対策事務事業の118万7,000円は、草刈委託料及び側溝設置工事費であります。このたび、間米町鶴根、敷田地内に民間会社様が所有する約4,000平米の土地を無償貸与にて災害時等の用地として非常時の活用をさせていただくこととなりました。この土地の維持管理に係る経費として、草刈委託料22万5,000円及び側溝設置工事費96万2,000円、合計118万7,000円を計上するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長(富永秀一議員) 伊藤財政課長。

○財政課長(伊藤正弘君) 一般会計補正予算第1号、また第2号それぞれの財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳入の説明をさせていただきます。

第1号につきましては7ページ、8ページ、第2号につきましては4ページ、5ページをお開き願います。よろしくお願います。

17款 繰入金、1項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金の第1号補正予算4,302万6,000円、第2号補正予算2,909万6,000円は、このたびの歳出補正予算の一般財源となるものでございます。

財政調整基金の残高につきましては、平成29年度末で32億8,782万7,000円でございますので、当初予算での取り崩しにこのたびの1号補正予算、2号補正予算の繰り入れを加味いたしますと、残高の見込みでございますが、24億3,570万5,000円と見込むことができます。

以上で財政課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○総務委員長（富永秀一議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑をされる方はページ数をお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案第65号のほうの、第1号のほうについて聞かせてください。

11ページ、12ページです。ここしかないです。

敷田の憩いの家の上ったところの、昔、競馬場様の寮があったところが今、解体されて平らく、平地になっているところだと思うんですけど、その部分で間違いはないでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

塚田防災防犯対策室長。

○防災防犯対策室長（塚田 力君） 間違いありません。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 これ、使い方としては、入れる道路は競馬場に面した道路しか使えないです。資材を置くとか何かそういう使い方なんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

塚田室長。

○防災防犯対策室長（塚田 力君） 災害時に自衛隊等が中京競馬場のほうを拠点として活動する際に資材等を置く形の用地として考えております。中京競馬場側から入るほうを優先させてやります。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁は終わりました。

早川委員。

○早川直彦委員 鶴根の町内とか敷田の町内の、例えば一時避難所とかいっとき避難所にそのスペースの一部を貸してほしいという例えば要望があった場合、そこは対応できるのでしょうか。そこは自衛隊の方が使うから入らないでくださいっていうふうなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

塚田室長。

○防災防犯対策室長（塚田 力君） 用地の部分、のり面が2段階に土地が分かれています。上の部分については、自衛隊のほうが荷物とかを置くと考えられますので、下のほうの使い方については、今後詰めていきたいと思っておりますので、地元の要望等も考えて検討していきたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁は終わりました。

質疑のある方。

早川委員。

○早川直彦委員 続いてなんですが、66号のほうの5ページの部分について聞かせてください。

財調を崩してとのことなんですけど、国、県とかの工事の補助っていうのは、もうつかない予定なんですか。もしつくなら、ある程度は補助金のほうで返ってくる部分があるのか、その辺ちょっと説明がなかったのでお願いします。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

伊藤財政課長。

○財政課長（伊藤正弘君） 今回は一般財源を全額充当させていただいております。と申しますのは、そういう特定財源というのがないという前提でこのような手当てをさせていただいております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 全くないってことですか。何かメニューがあったらってことはもうないんでしょうか、これに関しては。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁願います。

坪野副市長。

○副市長（坪野順司君） ありません。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） それでは、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 議案65号、66号あわせて賛成の立場で討論させていただきます。

65号のほうの鶴根、敷田ですか、またがる部分なんですけど、災害拠点として競馬場さんの御尽力で自衛隊の方を初め、傾斜の部分もありますんで、2段になっていて、あの地域、自分の地域なんですけど、一時避難所としては競馬場は使えないですんで、いつときの大宮小学校で満タンになると、何もない安全なスペースとも言えますんで、また町内とか区のほうから要請があったら、そちらのほうも有効に活用していただきたいなというのと、また、人が入るところじゃないんですけど、管理のほうも今のところは草のネットがすごく張ってあるんですけど、あれも時期が来れば端っこのほうから草が生えたりしますんで、管理のほうも市のほうと、競馬場さんのほうも多分ある程度はされると思うんですけど、その辺、近隣に迷惑かからないように対応していただきたいということを要望して、賛成といたします。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

近藤郁子議員。

○近藤郁子委員 議案65号、66号あわせて豊明市一般会計補正予算に賛成の立場で討論させていただきます。

まずもって66号の5ページにあります財政調整基金を繰り入れて緊急事態に、結構額の大きなものに対しても今まで積み増しをしていただいていたおかげだというふうに思っておりますので、今後もこういうことがないとは限りませんので、今後も財政調整基金、繰り入れをお願いしながら、今回の非常事態に対応していただくことに関して賛成といたしたいと思います。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、議案第65号のうち本委員会所管部分について採決を行います。

議案第65号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第66号のうち本委員会所管部分について採決を行います。

議案第66号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議あり

ませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第66号のうち本委員会所管部分については、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより請願及び陳情の審査に入りますが、請願、陳情と関係のない職員については自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 御異議がありませんので、請願、陳情と関係のない職員については自席待機といたします。

(関係職員以外退席をなす)

○総務委員長(富永秀一議員) 初めに、請願第1号 原発被災者に関する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

請願者の坂田様、三原様より請願の趣旨説明の申し出がありますので、5分以内で説明をお願いいたします。

坂田様、どうぞ。

三原様から行きますか。

(私から行きますの声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) では、三原様、どうぞ。

○請願者 緑区に住んでいる三原香奈子です。きょうはありがとうございます。

チェルノブイリ法日本版豊明市条例を市民立法で制定を求める陳述書を読み上げます。

内容は、チェルノブイリ原発事故後の旧ソ連では、子どもや市民を守るためにチェルノブイリ法が制定され、後に3つの国に引き継がれました予防原則に従って生存権を保障した放射能災害に関する世界で最初の人権法です。

日本では、原爆投下による被災者に対して被爆者援護法という法律がつくられ、認定された方には治療費の保障や年に1回健康診断がなされています。どちらの法律も被災者救済のために重要な役割を果たしてきました。

残念ながら、今、福島原発事故の被災者にはこのような法の救済がありません。国は、子どもが安全な環境で教育を受ける権利を守る義務を果たさず、汚染地域から避難させないために安全基準を20倍に引き上げ、子どもたちを閉じ込め、初期被曝の計測もしませんでした。放射能による健康影響はないものとされ、放射線管理区域以上に線量の高いままの地域に避難者が帰還せよと迫られているのです。

そんな中で、チェルノブイリ法日本版を自治体条例の形で市民立法制定を求める活動が

今、始まっています。

チェルノブイリ法とは、放射能災害の被曝から命、健康を守るために制定された法律です。追加被曝線量、年間1ミリシーベルトを基準に移住、避難、雇用、医療、検診等が保障されました。年間5ミリシーベルト以上は強制移住区域、1から5ミリシーベルトの地域は移住の権利が与えられ、移住先での雇用と住居を提供、引っ越し費用や損失財産の保障を行いました。移住を選択しなかった住民には、非汚染食料の配給、無料検診、薬の無料化、非汚染地への継続的保養、年金優遇も実施され、市民の健康と生活を守っています。

被爆者援護法については、ちょっと飛ばさせていただきます。

豊明市議会への私からのお願いです。

2018年6月現在、千葉県野田市を皮切りに三重県伊勢市などがチェルノブイリ法日本版を自治体条例の形で市民らとともに動き始めたことに続いて、ここ、愛知県でも豊明市条例のチェルノブイリ法日本版を制定するために動き出していきたいと希望しております。このことについて御検討を進めてくださるのならば、ふくしま集団疎開裁判の元弁護士団長で、現在は市民が育てるチェルノブイリ法日本版の会共同代表をされている柳原敏夫弁護士を招いての勉強会から始めて、市民を募って賛同者の方々をふやしていけたらと希望しています。何とぞ御検討くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○総務委員長（富永秀一議員） あと2分程度ございますが、坂田様、お願いします。

○請願者 請願者の坂田仲市といいます。よろしくお願い致します。

原発事故の後、たくさんの被災者が出ることを予想していました。それに対して、政府がどのような対策をするのか、とても心配でした。

愛する土地から追われて、なれない知らない土地へと大勢の人が避難しております。とても胸が痛みます。避難地域に指定されていない避難地域外からも自主避難と言われる人の経済的な負担がとても大変です。夫が避難元にとどまって働き、妻と子どもたちが避難して二重生活をしている人もたくさんおります。そして、避難地域以外の住民で、避難しなくても事情により避難できない人、そういう人がたくさんおります。私の推定では、福島県を初め、そのほか、ホットスポットのところに200万人から300万人の人が本当は避難したほうがいいんですけど、避難できないで放射能のあるところに我慢して生活している人がたくさんいると思います。

被災者の経済的負担だけでなく、子どもたちは仲のよい友達と別れて悲しんでおります。大人も、知人、隣人、職場の人、あるいは家族でさえ、避難するしないなどで親しかった人間関係が分断され、精神的に大変苦勞しております。自分には何の手落ちもない責任もない住民が、なぜこのようなみじめな生活をしなければいけないのでしょうか。もと

は政府が原発を推進して、こういうことが起こったわけです。

この請願書を書きながら、被災者がふびんで筆がとまりました。貧しいウクライナでさえ、チェルノブイリはウクライナとベラルーシとロシアが隣接しておりますけど、そういうところの国が貧しい経済の中で寄り添った支援をしております。それに対して、裕福な日本がなぜこうも冷たいのでしょうか。被災者に寄り添った支援をするように政府に意見書を提出していただきたいと思います。

これで陳述を終わります。ありがとうございました。

○総務委員長（富永秀一議員） 三原様、坂田様、ありがとうございました。

続きまして、本請願の紹介委員に出席を求めていますので、紹介委員より本請願についての補足説明を願います。紹介議員ですね、この場合でいうとね。

どちらから行かれますか。

では、郷右近議員。

○郷右近 修議員 今回の意見書の提出を求める請願について私が賛同したのは、まず、現地の被害があった地域での汚染の状況の基準が大幅に変えられているという中で、ついこの間ですけれども、3月で支援が打ち切られているという状況に、被害に遭っている方が今、そういう状況に置かれているという事実からです。

本来であれば、もっと低い、せいぜい1ミリシーベルト程度の放射能汚染が基準とならなければ最低限いけないところを、大人の職業上の立場で1年間に浴びるだろうというふうな基準だったと思いますけれども、20ミリシーベルトという基準が国によってつくられて、それを基準に帰還を許される地域になったから、同時に帰還を許されたわけだから一定期間でもう保障は打ち切りましょうという流れが今、つくられている中で、その保障のあり方と実際の被害に遭われている方の暮らしに大幅に乖離があるんじゃないかなというふうに感じたからです。

とりわけ、自主的に避難した方と国の避難指示によって地域が指定されて避難した方の間で、やはり分断が生じているんじゃないかなというふうにも感じたからです。

この2番目に書かれている避難者に対する支援のあり方を、同じ避難者としてというのは、もともといた地域は違うんでしょうけど、同じ避難者という立場をよく見て受けとめてほしいという、そういう趣旨を認めるべきだというふう考えたからです。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 後藤議員からもありますか。お願いします。

○後藤 学議員 それでは、私からは、この請願の審査に関し、3点、お願いを申し上げます。

1点目は、原発被災者の身になって考えていただきたいということです。もしも、この豊明が福島のような原発事故によって放射能に汚染され、私たちがどこか遠方へ避難しなければならなくなったらどうなるかと考えて、請願の内容を審査していただきたいということです。住まいはどうするのか、仕事や日々の生活はどうなるのか、子どもたちの教育、お年寄りの介護はどうなるのか、想像しただけで自分のことであれば恐ろしくなります。そのような立場になったとしたら、何が必要になるか、人ごととしてではなく当事者の身になって考えていただきたいと思います。

2点目は、国など権威ある機関が言う放射線の安全基準は信頼できるのかということです。そもそも原子力発電は、安全でクリーンで経済的として国策で推進されてきました。学校の教科書にもそのことがうたわれ、子どもたちにまで公教育の場で教育されてきたのです。にもかかわらず、絶対に起こるはずのなかった原発事故が勃発し、未曾有の大災害をもたらしました。このことは、国や電力会社の言うことは全く信用できないということを証明しています。

今、20ミリシーベルト以下なら健康に問題はないなどと安易に言われていますが、放射線はどんなに低い線量でもがんや遺伝的な影響のリスクがあることがはっきりしています。

自分が汚染された場所で育ち盛りの子どもの孫と一緒に暮らせるか、このことも当事者の身になって考えていただきたいと思います。

3点目は、この請願内容の実施に係る費用の問題です。私たちは、誰もその費用を、それが幾らであるか積算できるほどの情報は持ち合わせていないと思いますが、相当な額になるかと思っています。

そこで、豊明市議会として意見書を提出することに責任が持てないと考えられる委員もいらっしゃるかと思いますが、私はそういう責任を感じる必要は全くないと思います。なぜならば、豊明市議会は被災者支援の施策に関し、何の権限もないからです。権限のないところに責任はあり得ません。どのような施策を講じるかは意見書の内容を国や東電が誠意を持って検討し、可能な限り最大限の努力をすべきものです。

請願の採択は、莫大な費用の支出を決定するようなものではないことに十分御留意をいただきたいと思います。

以上申し上げて紹介議員の陳述とさせていただきます。

○総務委員長（富永秀一議員） ありがとうございます。

本請願について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

藤井行政経営部長。

○行政経営部長（藤井和久君） 特に申し述べることはありません。

○総務委員長（富永秀一議員） それでは、ただいまより質疑に入りますが、当局においては質疑に対しわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

請願者の趣旨説明、紹介議員の補足説明に対し、質疑がありましたら挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 請願者の方に質問させていただきます。

私もチェルノブイリ法を参考にして支援をしてほしいというところに賛同して紹介議員となりました。請願者の方にお聞きしたいんですが、日本にはチェルノブイリ法になるような、かわるような、すごい厳しい基準というのは、今、持たれていないんですが、どうしてチェルノブイリ法を参考に支援をしたほうがいいというふうにお考えになられたのか、その辺についてお答えいただきたいんですが。

○総務委員長（富永秀一議員） 挙手を願います。どちらがお答えになるか。

三原様。

○請願者 今、福島の子どもたち、公表されているだけで198名が、小児甲状腺がんということで公開されています。2016年には福島県立医大の鈴木教授のほう、最初的时候は甲状腺エコー検査をし過ぎたから甲状腺がんが見つかったんだというふうに言われていましたけれど、鈴木准教授も認めているとおり、実際に手術した子どもたちの92%、残りの8%はリンパの転移はなかったけど、92%の子どもたちが既にもうリンパに転移してたっていうことで、これはただごとじゃない、原発事故のせいじゃないかと言われていています。認めざるを得ないんじゃないかなって。

私の子どももエコー検査をしていますけれど、結節ができています。お医者さんとかは大丈夫とか言うかもしれませんが、実際には、私は隠す方向の、日本の隠す体質があるので、大丈夫と言われてもちっとも安心はできませんし、現に長崎医大の山下俊一、お医者さんの先生が、チェルノブイリのときにベラルーシやあちらのほうにIAEAから手術とか、現地に住むお医者さんに手術の指導をしたり、勉強を教えたりして、すごい密接にかかわってきた權威の人が、2011年の前には結節の、子どもたちの甲状腺の結節の20%は悪性だったという文に残っております、講演記録が。これから、そのまま福島に、高いところに、福島だけじゃなくって、県境はないので、汚染に。汚染の高い——那須塩原もそうですけれど——ところに住まわせたままだと、福島の人だって何で自分だけ汚染を押しつけるんだっていうふうになってきますし、実際に本当にもうそうなってます。

国は、汚染物の土とか90%、8,000ベクレル以内は道路とかそういった防波堤とかコンクリートにまぜて全国で使う、再利用するとか、畑の土にまぜて再利用するって言っている

んです。全くだからここだって、愛知だって人ごとじゃないし、私は、名古屋市緑区に2011年、原発事故があったときの7月に名古屋に来ておりますが、早く福島の子どもたちを逃がしてほしいということで近くの議員事務所に何回か行ったんですけど、公務でなかなか会えなかったんですけど、そこの事務所の事務員さんとか議員の方のお母さんには伝えてましたけれど、ちっとも動く気配がなくて、なかなか動いていかないと。本当に周りの理解がなかなかない。だから、本当にテレビや新聞がなかなか正しい情報をもし伝えてても、人はいいふうにとりたいたなあって。復興だ復興だあってやってますけれど、上の人たちがこれ、福島、犠牲はもうかるから、病人がふえれば医療がもうかるし、そういう人たちがそこに入ってって、復興だ復興だって復興塾とかやって、結局いろんなことにつながっていくし、原発事故だけじゃなくって、ワクチン、これだけの被害者、子宮頸がんワクチンの被害者が愛知でもつい先日6月1日に、被害に遭った名古屋地裁で11番目の親子が原告で陳述をされたと思うんですけど、そんな被害がありながらも、去年12月に日本産婦人科学会は子宮頸がんワクチンの再開を早く早めるようにということで声明を上げています。

そういう福島に入っていった人たちが、そういうことを安全論、子宮頸がんワクチンに対しても安全論を広げようとしています。また、その名古屋地裁の6月1日に原告が声を上げているときに、愛知のニュースでも子宮頸がんワクチンの推進をしたい人たち3名がテレビのニュースに出てきてそういう放送を、1人治った、子宮頸がんワクチンでも副作用でけいれんを受けた子が治った子を出して、テレビに出てきてそうやって被害者の声を潰そうとしていることがよくわかるなと思っています。私ばかりしゃべった。坂田さん。

○総務委員長（富永秀一議員） いいですか。坂田様もおっしゃいますか。

○請願者 私はこの請願を出しました1つの目的は、チェルノブイリ法が非常によくできているといいですかね、被災者に寄り添った政治が行われているから、これをぜひ見本にしてやってほしいなと思います。

その1つは、線量の基準なんですけど、日本では20ミリシーベルトがあたかも安全だからということで、これ一本でやっておりますけれど、チェルノブイリでは、5ミリシーベルト以上は強制避難、1ミリから5ミリシーベルトは、選択できるように、こういうふう非常に合理的にできております。

それから、もう一つは、日本では原発から半径20キロ範囲とか、その近くだけを線引きしまして、それで、こちらは避難区域、こちらは避難せんでもいいというふうに、こういうふうにもう決めちゃっているわけです。これが、分断を招いたり、いろんな問題を起こす一番の元凶じゃないかと思います。それで、この辺をチェルノブイリ法を参考にして、

もっと被災者に非常に喜ばれるような、そういう政治に変えていただきたいと思ってこの
請願を出しました。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ありがとうございます。

ほかに質疑はございますか。

早川委員。

○早川直彦委員 三原様は被災されて名古屋のほうに避難されているということなんです
が、意見書の案の中にも、避難先の6番目に当たるんですかね、避難者と1ミリシーベルト
以上の地に居住する18歳以下の人で希望する者に対して放射能から健康回復のため、年
に1回2週間程度の放射能のない地域への保養を国、東電が費用を負担して行うというふ
うに書かれておりますが、私も今、いろいろ調べたりとか、過去に福島の方に勉強しに
行ったこともあるんですが、日進の議員の、あの人たちと、一緒に行ったことあるんです
が、実際のところは居住できるところを除染をして、そうじゃないところもたくさん残っ
ていると。あと、黒いパッドの中に入れたところも仮積みになっている状態で、線量が決
して低いわけじゃなく、子どもたちが自由に遊べる場所も少ない部分もあって、戻ってき
なさいよと言っても、そもそも子どもたちが戻ってないというのが現状だと思うんです
が、これを入れた理由というのは何かあるんですか。そういう自由にまだまだ出れるよう
な環境じゃないと。家の中しか、家の中でもまだ不安な状態なのにとということで加えたも
のなんでしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 意見書の6番目についてなぜ入れたかということですね。

三原様。

○請願者 私は、なぜ出たかという、本当は出る考えは個人的にはありましたけど、自
分の環境的には出れる環境はなかったけど出てきたっていう状況です。というのは、周り
の、私や私の旦那や両親や義父母、義兄とかも放射能について理解がなかったのも、ちょ
っと私の環境ではなかなか県外に出れないんじゃないかって最初は考えて、原発事故が
起こる前から原発事故には警戒はしていたんですけど、そんな状況を把握していたので
出てこなかった。

でも、出たっていうのは、やっぱり、一回出て、初期の被曝を少しでも免れようとして、
関東圏からは3月の終わりごろに出てきたんですけど、それで、一回出て考えようと思
いました。一軒家に家賃を払って住んでたので、そこに戻るにしても、一回冷静になっ
て考えようって思って、家族ばらばらはよくないっていう考えもありました。でも、状況
を知れば知るほどただごとじゃない状況ですし、また、子どもはまだ4歳だったので幼稚

園に通ってました。幼稚園で何か対策してくださるかなっていうふうで、私からも情報を提供しながら幼稚園にお電話をさせていただいたんですけど、放射能について一緒に考えてほしい、そしてまた、落ちてきた放射能に対して何らかの対策を一緒にしないかっていうふうに園に電話したらば、私どもの園は国と県から指示がない限り何もいたしませんで、ガチャって電話、切られました。それでも、私はやっぱり旦那と離れて子どもと暮らすのは子どもにとってちょっとかわいそうなことだなと思ったので、もう一度電話しても、また放射能って言うだけで電話、ガチャって切られてしまいました。これは、もう戻ることは無理だなって思ったから、今、愛知、最初は香川県に逃げたんですけど、それで今、自分の親がいる、親とは同居していないんですけど、名古屋に住んでおります。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑ありますか。

早川委員。

○早川直彦委員 坂田さんに同じ質問をさせていただきますが、現状、私も調べたところ、県内でも、福島の子どもたちを放射線を心配せずに県内のほうに来ていただいて自由に遊んでもらう、川遊びしたりとかキャンプファイアをしたりとか、そういうことをしているっていうグループがあることも知っているんですが、実際のところ、福島の子どもたちが不安にしているという声も聞くんですが、でも、大きな声を上げることもできないと。住んでいるとやっぱりそういうことを言うのがいけないのかなというのも聞いています。

6番を坂田さんに聞きますが、入れた理由、なかなかこれをやろうと思っても相当な費用がかかるのかなというのがありますが、これを入れた理由というのは何でしょうか。

○総務委員長（富永秀一議員） 坂田様。

○請願者 お答えします。

6番の保養のことを入れました理由といいますのは、これが福島の放射能があるところに住んでいる子どもさんたちとか、そういう人たちにとって、外に何時間出ちゃいけないとか、川や野原に行っちゃいけないとか、そういう非常に窮屈な状態で子どもたちが生活しております。これでは子どもの教育上よくないと思います。

それを解決するために放射能のないところ、例えば関西より西のほうとか、そういうところに例えば2週間ぐらい保養に行かせて、そこで子どもたちに自由に遊んでもらう。それから、食べ物や空気もきれいなところで生活してもらう、そういうことが健康を被曝から守るために非常に効果的だということが言われております。チェルノブイリでも、もっと長期間、国が全部費用を負担してそういう保養をやっております。日本では政府は全く

何にもやっておりません。これをぜひ日本でもやっていただきたいと思います。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 答弁は終わりました。

ほかに質疑はございますか。

早川委員。

○早川直彦委員 何も質疑なさそうですので、これ、委員間討議、ちょっとお願いしたいんですが、ICRP、国際放射線防護委員会なんですが、ここの基準が年間20ミリシーベルトから100ミリシーベルトの範囲ということで、20ミリシーベルトを基準として、今が国の基準も年間20ミリシーベルトの基準を安全と、以下が安全というふうになっております。そもそも、もともとの基準は1ミリシーベルト以下、日本でも1ミリシーベルト以下なんですが、この20ミリシーベルトの基準以下が本当に安全なのかというところの委員の共通認識というのか、そこを委員間討議していただきたいんですが、20ミリシーベルトの、数字に関する事でお願いします。

○総務委員長（富永秀一議員） ただいま、早川委員より委員間討議の申し出がありましたので委員間討議に入ります。時間は30分をめぐりに討議を実施いたしますのでよろしく願いいたします。

今、趣旨の説明はもう早川委員からありましたが、要するにICRPの年間20ミリシーベルトという安全基準についての認識を共通認識を得たいということでよろしかったですかね。

ただいまの論点について御意見のある方はありますか。

早川委員。

○早川直彦委員 私のほうからなんですが、請願の文書表の2ページ目の郷右近議員も説明で少しされていたんですが、例えば病院にある一般立ち入り禁止のエックス線測定室で男性技師の被曝線量が年平均20ミリシーベルトに規制されているというふうにあります。だから、通常、放射線技師さんが該当するんですが、年間この被曝量以下の基準でっていうふうに資格を持っている人でさえこの数字で働いているということで、これはもう大人の男性技師、大人ですんで、全ての子どもたちからお年寄りまでこの数字っていうのはまだまだ高過ぎる基準、実際のところ、20ミリシーベルト以下になりました、帰っていいですよって言うても、帰ってくる人がほとんどいないっていうのは、皆さんに報道されていますんで現実だと思うんですが。この数字は、私が考えるにはまだまだ非常に危険な数字、除染の費用がたくさんかかるからとかいろんな理由が当時あったと思うんですが、この数字が原子力安全委員会の考え方や当時の国内外いろんな有識者でたしかいろいろ議論され

たっていう覚えがあるんですが、私はこれは、20ミリシーベルトの基準っていうのは、決して安全じゃないというふうに認識しています。それだから、これは必要性があるということで紹介議員になったんですが、ぜひともこれは皆さんに20ミリシーベルトの基準については聞きたいんですが、ぜひともお答えいただきたいんですが。

○総務委員長（富永秀一議員） 20ミリシーベルトの基準についてどういう認識であるかということをお各委員に伺いたいということですね。

では、順番にいきますか。

村山委員、いかがですか。

○村山金敏委員 いやちょっと僕は……。

○総務委員長（富永秀一議員） わかりました。

では、近藤郁子委員、いかがですか。

○近藤郁子委員 ちょっと暫時休憩をいただいて……。

○総務委員長（富永秀一議員） そうしますか。

今、休憩の動議が出ましたが、タイミング的にも今、12時ですが、休憩に入るということで御異議ありませんか。1時間とるということで。

請願者の方、もし、ここで1時間休憩となっても大丈夫ですか。

○請願者 はい。

○総務委員長（富永秀一議員） 大丈夫ですか。わかりました。

それでは、御異議もありませんので、1時10分まで休憩といたします。

午後零時4分休憩

午後1時10分再開

○総務委員長（富永秀一議員） 休憩前に引き続き委員間討議をします。

今回のテーマというのは、ICRPの定めている年間20ミリシーベルトという被曝線量についての安全性について、今回の請願のもとになっているところですよ。それをもって、それ以上だと避難をするという運用なんだけども、それを下回れば戻るという運用を日本がしていることについて、チェルノブイリ法のように細かく運用してはどうかということですので、その20ミリシーベルトの運用についてどう思うかというのがこの今回の請願の主眼になるかと思えます。

それでは、休憩前に引き続きで、近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 今回の委員間討議で20ミリシーベルトについてどう思うかというような内容の委員間討議だったと思いますけれども、それについては、委員間討議をするべき内

容なのか、済みません、いまいちちょっと討議の内容が理解できないので、もう一度それについてはっきりと、委員長はどういうふうにお考えになって委員間討議をしようと思われたのか。

○総務委員長（富永秀一議員） 今、申し上げたところですが、委員長にということでしたので、もう一度申し上げます。

今回の請願というのは、ICRPが定めている年間20ミリシーベルト以上だと避難しなければいけないという基準を、それを、被災後、戻るときの基準としても使っていると。それ以下になれば戻すという運用を1つの基準でやっているわけだけども、もともとは年間1ミリシーベルトというのが安全な基準だったはずで、チェルノブイリ法ではもっと細かく基準を定めていると。それを日本政府にもチェルノブイリ法のような細かい運用をすべきではないか。それがもとになって、以降のようなことを政府に求めるということになっていますので、これはもう、まさにこの請願の出発点に当たる基準だと思いますので、それについて安全だと思うのであれば、以降のことは必要なくなるわけですので、それについて安全だと思うのか、それとも要するに安全であるか、あるいは不十分だと思うかというところが認識として重要になってくるかなということなんです。ですので、委員間討議の必要があるかと思いました。

○近藤郁子委員 と、委員長は思われたということによかったですか。

○総務委員長（富永秀一議員） はい。

○近藤郁子委員 それにつきまして、20ミリシーベルトが今、日本では安全といいますか、基準になっているんですけども、それに対しての、それが20ミリシーベルトを基準にしていいかどうかにつきましては、いろいろと調べてはみましたけれども、私が残念ながらそういった判断を持ち合わせておりませんので、この委員間討議といいますか、それにどうこう意見を言える立場ではないなというふうに思っております。

○総務委員長（富永秀一議員） わかりました。

月岡委員。

○月岡修一委員 委員間討議に考えを述べる前に、まず、請願者のお二人、本当お疲れさまでした。貴重な時間ありがとうございます。

突然、早川議員のほうから自分の知識を振りまくように委員間討議を、こんなやり方がいいのかどうかわかりませんが、やはり事前にきちっとした、こういうことをしたいということは各委員に告知をすべきだと思う。二度とこういうことはやってはいけないと思う。我々はプロじゃないんで、これが安全かどうかって確約もできない、判断もできない。いろんな学者がいるわけです。いろんなこと言います。この自然界の中で、日ごろ相当数の

数値を浴びていること、それから早川議員も午前中、話をされたように、レントゲンでそれ相応の数値を浴びること、そういったことを加味して、それが全て蓄積されるんじゃないくて自然界の中で受けたもの、またそういったレントゲンとかそういった医療行為で受けたもの、それはやっぱり自然治癒力で体外に排出されると。そういった学者のこれは絶対だという数字は私はどの学者の意見も理解できてません、まだ。すなわち、私にはこれを判断する能力はないと思っていますので、そういったことで委員間討議は終わりたいと思います。私の意見はそういったことです。

○総務委員長（富永秀一議員） では、一色副委員長。

○一色美智子委員 私のほうも年間20ミリシーベルトが安全なのか危険なのかどうかっていう判断は、私としてはできないなと思います。

ただ、国のほうでは、もうさまざま討議をされて決められたと思いますので、私はそちらのほうじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） そちらというのは、安全という意味で。

○一色美智子委員 安全って言っているのか、私はその安全とか安全じゃないということと言える立場ではないなということです。

○総務委員長（富永秀一議員） ということですね、わかりました。

村山委員。

○村山金敏委員 先ほど月岡議員がおっしゃいましたけど、年間被曝量というのは、大体私も2.5ぐらいかなと思って聞いておりました。この1ミリシーベルトというのは、かなりきつい、きついどころか、この地球上では余りないような数字かなという知識ぐらいしかないんです。ですから、ここで、20ミリシーベルトがどうなのかというのはちょっと判断しかねますもんで、学者さんの言うこともいろいろありますもんですから判断つきませんということ。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員、いかがですか。皆さんの意見を伺いました。

○早川直彦委員 皆さん、ありがとうございました。

委員間討議は当日も委員間討議できるというふうですので、それがいけないということではありませんので、その辺は御理解いただきたいと、そういうできる運用ですので……。

（発言する者あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 発言の途中です。

（発言する者あり）

○早川直彦委員 ちょっと言わせてください。

これは、ルールとして委員間討議は当日でもできるっていうふうで、委員長の判断で委員間討議をっていうふうにしているわけですので、何も運用上のルールは何も問題ないですんで、私に失礼だっていうのもおかしいんじゃないでしょうか。私の名誉のためもありますんで、無礼な発言とは私は思わないですが、先輩の議員が指導という立場で言われているっていうふうには私は認識していますのですが、できる規定ですのでその辺は理解していただきたいということは月岡委員に言っておきます。

○総務委員長（富永秀一議員） 委員間討議のあり方については、またちょっと筋がずれてきますので、今回のテーマについての議論をお願いしたいと思いますが。

早川委員。

○早川直彦委員 よろしいですか。

私は、20ミリシーベルトっていう数字は最初説明しましたが、国際放射線防護委員会ですか、ICRPの年間20から100ミリシーベルトの範囲内のうちの20ミリシーベルトの数字の低いところ以下は安全としましょうというもので決めたという判断なんですけど、しかしながら、もともとの基準は、国の基準が1ミリシーベルト以下、これが震災が起きた後に20に上げたわけなんですよ。先ほど説明した、ここにも書いてあるんですけど、放射線技師の年間の被曝量、男性成人の被曝量っていうのが書いてありますよね。それを鑑みれば当然無理がある数字、私はそのように、これ、決して安全な数字じゃないと。例えば自分の、後藤議員が説明のときに3つ考えてほしいっていうところの、原発被災者の身になってという部分のところを考えれば、自分の家族がもしとか、自分の子どもがもしそういう環境だったらどうだっていったら、そりゃ帰らんほうがいいと、だめだめっていうふうな、自分の立場で考えればそれは決して安全な数値とは、私は全然思えないということであります。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに議論もしくは質疑はございますか。

あります。

じゃ、村山委員。

○村山金敏委員 もう、先ほど皆さん答えが出ましたので、本来に戻って質疑を続けていてもらいたいと思いますけど。

○総務委員長（富永秀一議員） じゃ、この委員間討議については終結でよろしいですか。

○村山金敏委員 はい。

○総務委員長（富永秀一議員） それでは、さらに質疑がある方、いらっしゃいますか。
ないですね。わかりました。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） それでは、以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 それでは、原発被災者に関する意見書の提出を求める請願について採択の立場で討論いたします。

本日、請願の説明に見えました坂田様、三原様、お疲れさまでした。ありがとうございました。

私のほうから、これは討論でも本会議場でできますので簡単に説明させていただきます。

この福島第一原発事故を憲法の立場から考えてみると、これは私なりの考え方なんです。憲法13条には、全ての国民は個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については公共の福祉に反しない限り、その立法、その他国政の上で最大の尊重を必要とする。また、憲法25条の第1項では、全ての国民は健康で文化的な生活を営む権利を有する。この2つにもう違反していると私は考えております。なぜならば、これ、後藤議員が追加説明の最初で、原子力発電というのは国策で進めてきました。外国にも輸出しようというふうに国策で、私の子どもどものときは安全なエネルギーだなんていうふうに教えられた覚えもあります。しかしながら、これが福島第一原発事故が発生後、福島県を中心に多くの地域で放射能の被害に苦しみ、それがいまだに続いているというのが現実であります。

いろいろな書物を読んだりして私が印象があるのは、なりわいを返せ、なりわいですね。なりわいを返せ、地域を返せというような声の記事を見たことがあります。まさしくそれが福島の方の声だと思います。もとに戻してほしいと。何も要らないと。もとの、原発の事故の前に戻してほしいと。でも、実際それができないというのが現実っていうのはもう目に見えております。やはり、憲法の13条や25条の1項を尊重するならば、やはり最高規範である憲法の98条に最高規範として書かれております。それはやっぱり国が責任をとるべきということでもあります。これがお金がかかるから、20ミリシーベルト以下は安全という考え自体が、これは原発事故で避難している方々の権利を軽く見ているとしか私は思っておりません。やはり国が責任を持って支援をする、これがやっぱり当然の、国としての原子力発電を推奨した国としての責任だと思います。

以上で終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 それでは、討論を申し上げます。

まずは、被災された皆様方には心よりお見舞いを申し上げます。

このチェルノブイリ法ではありますが、たしか1986年、ちょうど私が35ぐらいのときだったか、あの事故が発生しまして、それから5年後ぐらいにできたかな、ソビエト連邦の崩壊の数カ月前にできたような記憶があります。ですから、そのときにしっかりと揉まれたかどうかは定かじゃないようなことを聞いております。

それで、その法律が果たしていいものかどうかはちょっと疑問に残るところがありますが、今、この請願書を見ますと、賠償だとかそういった環境も、今、国に、国にと言っておられますけど、まだ第一当事者として民間事業者がいるわけです。まず、賠償請求、今、裁判でも何度も今、そういったことはされておると思います。その中で、国にということとは、今、国も財政的には結構逼迫しておりまして、震災復興税、市民税、県民税、それと所得税から平成49年ぐらいかな、まで払わなきゃいかんということであります。ここで賠償という話になってくると、またそういった税制も考えなきゃならない。国の税制大綱なんかで、愛知県からも今、3,000億ぐらいですか、国に納めておりますけど、そういったものを差っ引いても、この辺の経済、豊かなようではありますけど、財政的には物すごい豊かではないとは思っております。その中から国にどうのこうのという話が来れば、ますます厳しくなってくる。この辺は、近畿以西は安全というようなことをおっしゃいましたけど、この辺でもまだ安全なことは安全なわけであります。

ですから、まず、やってほしいのは第一当事者、それと国としっかりと詰めていただいて、国の指針も決まっておりますので、そこの中で変更する余地があるのかどうなのか、そういったところもまた運動がてら詰めていっていただきたいなと思います。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成か反対か。

○村山金敏委員 反対に近い趣旨採択で。

○総務委員長（富永秀一議員） 趣旨採択。

月岡委員。

○月岡修一委員 私は、福島県猪苗代町に生まれ13歳までいました。私の親戚はいまだにたくさんみえます。したがって、大震災が発生してからいろんな情報をいただいて、できる限りのことをさせていただこうという強い決意でいますし、その後にも熊本大震災があったり、それもあわせてまたやらさせていただいたりしておりますが、決して手をこまねいているわけではないんです。

ただ、この意見書の中の案の20ミリシーベルト、これが危ないのか、そういう基準が私に知識がない以上、そうですねと言うことはやはりできないんですね、残念ながら。

現実に、例えば国の命令を、命令というか勧告を無視しても、牛の世話でずっと生活されている方も福島県内にいるわけですよ。そうした方が今後どういうことになるかわかりませんが、いまだに健在であるということは、そういう情報はいただいております。

いろんな方がいて、本当に多くの苦しみがあることは事実、承知しておりますが、ただ、この意見書案の中で私の知識がないためにこれに賛成とか言うことはできかねるということが大変残念であります。思いは皆様と変わりありませんし、これからも自分の中で全力を傾注して支援をしていきたいと思っておりますので、私も皆様方の努力だけはやっぱり受けとめていきたいと思っておりますので、趣旨採択とさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 切実な願意といいますか、ここに、こういうふうに請願を出された思いは酌み取らせていただきたいと本当に思っております。

ただ、先ほど委員間討議の中で申し上げましたように、この数字が、今回の中に出されております数字が本当に正しいかどうかということに判断をつけかねております。

その中で、この中にもありますように、強制避難者と自主避難者を区別せずに、そして無制限にというようなことになったときに、現実的な内容かどうかということも含め、思いはより対象者に合った手厚い支援を願うものではあります。この請願に関しては、趣旨採択とさせていただきたいというふうに思っております。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

いいですか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第1号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成少数であります。

続いて、請願第1号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成多数であります。よって、請願第1号は、賛成多数により趣旨採択すべきものと決しました。

では、請願、終わりましたので、請願者の方は御退場をお願いいたします。

（請願者退席をなす）

○総務委員長（富永秀一議員） ありがとうございます。

続きまして、陳情第1号 最低賃金の引き上げ全国一律最低賃金制の確立を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

藤井行政経営部長。

○行政経営部長（藤井和久君） 特に申し述べることはございません。

終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対してわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

ないですね。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

村山委員。

○村山金敏委員 この件は、今、国のほうも結構大きな問題として取り上げられていると思います。しかしながら、時間賃金を1,000円にというのは出せる企業もあります。しかし、決して出せない企業も結構あるわけですよ。その中で、ここの1番にある、今すぐ時間額1,000円、早急に1,500円以上に引き上げることとありますけど、こういったことはもう無理なわけです。日本人が使いたくても使えない企業、幾らでもあるわけです。ということは海外から来ている方々、安い賃金で使われてるわけですよ。ですから、そういったことも踏まえて、反対といたします。

○総務委員長（富永秀一議員） 早川委員。

○早川直彦委員 陳情第1号について、趣旨採択の立場で討論いたします。

下のところの、私は2番目、最低賃金の地域間格差をなくし、全国一律の最低賃金制度の創設を目指すこととあります。しかしながら、賃金格差は地域的なものが確かにありますので、これを全国一律にするという部分はちょっとまだ無理があるのかなと。

その他の部分についても理解はできるんですが、例えば村山委員も言われましたが、働いている方にとっては非常にメリットが高いと思うんですけど、やはり力のない企業からいうと早急に1,500円以上っていうのはなかなか難しいのかなという部分があります。趣旨はよくわかりますので、これ、趣旨採択といたします。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

では、一色副委員長。

○一色美智子委員 政府与党では、本年3月に策定した働き方改革実行計画において、最低賃金については引き上げていくって、全国加重平均が1,000円になることを目指すとありました。この陳情にあります、今すぐ時間給1,000円、早急に1,500円に引き上げることや全国一律の最低賃金を目指すことは物価が地域によって異なることもあって現実的には難しいものと考えますので、不採択といたします。

○総務委員長（富永秀一議員） 不採択ですね。

○一色美智子委員 はい。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに。

月岡委員。

○月岡修一委員 私は零細企業の経営者として三十数年会社を運営してきましたが、賃金というのはその人の年齢とか経験、能力によってやはり格差が出てきます。このように、とりあえず一律最低賃金をと言われても、零細企業ではまず無理でしょうと言わざるを得ません。もちろん、零細企業だからって、じゃ、1,000円以下でやるかって、そうじゃなくて2,000円の人でも2,500円の人もあるわけですので、なかなかその最低というところには理解が苦しみます。

したがいまして、この陳情には賛同はしかねますので、反対とさせていただきます。不採択です。

○総務委員長（富永秀一議員） 不採択ですね。

ほかにございませんか。

ございませぬ。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

それでは、陳情第1号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） ありませんね。

賛成者なしであります。

続いて、陳情第1号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成少数であります。よって、陳情第1号は、採択、趣旨採択に賛成少数により、不採択とすべきものと決しました。

続いて、陳情第2号 適正な下請単価や賃金、労働条件を確保できる公契約法の制定を

求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

藤井行政経営部長。

○行政経営部長（藤井和久君） 特に申し述べることはありません。

終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対してわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

ないですね。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

早川委員。

○早川直彦委員 陳情第2号について、採択の立場で討論いたします。

最初の出始めのところにも書いてありますが、自治体の入札と契約に関して透明性と公平性を確保する、これはもう必要なことであります。やっぱり下請企業の業者さんがやりしわ寄せが来るような、ここにも書いてありますが働く労働者にしわ寄せが来るようになっていうのをやっぱり防ぐためにも、ここに述べられている公共サービス基本法や公契約法を早期に制定するということは必要でありますので、これは趣旨に賛同できますのでということです。採択の立場です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかに。

月岡委員。

○月岡修一委員 一般的に自治体の入札、国もそうなんですが、下請や雇用されることは当然考えられますので、どの事業所においても。下請に適正な価格でいく、渡る、そういうもので契約が基本的にはなされておるとい、私も国の仕事をやってきてますので、下請泣かせのような仕事はしてきませんし、そういった経験からいっても1次下請まではまず間違いなく雇用の面、賃金の面では問題はない。

したがいまして、これは何の部分を書いているのかわかりませんが、世の中の景気の動きによっても自治体に対する入札もとりたいれば安くなっていくだろうし、忙しいときは、とりたくなければ高くなるし、そういった動きもありますので、いつもいつも適正な価格とおっしゃってもなかなかそれは難しいのかなと。ただ、やはり、豊明市もそうですけど、結構適正な値段で予算を組んでますので、いろんな事業、僕が見る限りでは。そういった

意味では、十分下請泣かせには至らない、そういったことを判断できますので、この陳情に対しては、不採択とさせていただきます。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

村山委員。

○村山金敏委員 今、月岡議員の言われたように、下請単価、これなんかはおおよそ自由経済の中でお互い競争し合って出していくものであって、取り決めるもんでもないというふうに思っております。ということで、反対といたします。

○総務委員長（富永秀一議員） 不採択ということですね。

○村山金敏委員 はい。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございますか。ないですね。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第2号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成少数であります。よって、陳情第2号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

陳情第3号 全ての労働者に安定した雇用と1日8時間の労働で暮らせる人間らしい働き方を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

藤井行政経営部長。

○行政経営部長（藤井和久君） 特に申し述べることはありません。

終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対してわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

村山委員。

○村山金敏委員 この陳情3号のタイトルは気持ちの中で賛同できるかなとは思いますが、それぞれ労働者の立場に立てばいろんなニーズがあります。例えば半日で終わりたいとかね。賃金が安くてもこのような働き方をしたいとか、そういったことを考えますと、

そこまで踏み入らなくてもいいかなということで、反対ということで。

○総務委員長（富永秀一議員） 不採択。

○村山金敏委員 不採択ということで。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございますか。

月岡委員。

○月岡修一委員 タイトルはすばらしいなと思いますし、今まで会社を運営してきたこのようなことは願望しましたが、一度もありません。

残念ながら、例えば施工業者の立場で、この市役所の工事に入りますと、各種何十社というものが入れかわり立ちかわり入ってくるわけですね。朝8時から5時まで、全ての業者が入って用意ドンって仕事はできないんですね。そうしますと、その仕事の流れによって昼から入ったり、早朝に入ったり、夜やらざるを得なかったり、そういうことはこの日本の建築業界の中では当たり前。要するに今のセブンイレブンのような感じでやらざるを得ない、そういうのが日本の現状なんですね。ですから、理想はわかりますけど、これでは生活は逆にしていけません。生活するためには頼まれた仕事を完成してお金をいただくまでが仕事ですので、それについてやっぱり必死にやろうと思いますと、それ相応の残業とか早朝出勤とかいろいろありますので、残念ながらこういった理想は私にあり得ません。不採択です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございますか。

早川委員。

○早川直彦委員 陳情第3号について、採択の立場で討論いたします。

私は、議員になる前はサラリーマンで、単組ではありましたが組合の委員長も4年間させていただいたことがあります。

働く労働者の立場の代表として、やはり国がとか、ちゃんと法律でやはりルールを定めていただかないと、確実に労働者側のほうが弱い立場、企業側のが強い立場、対等だといっても、どうしてもそれは組合の協議なんかでもしてきた経験上、どうしても弱い立場という部分があります。

やはり、何が一番とりでかということ、やはり法律が一番のとりでとなります。

また、整理解雇の4要素、このことも書いてありますが、解雇についても、これはどちらかということ企業側のほうの考え方、働くほうの考え方ではないのは事実です。だから、こういう部分に関してもやっぱり働く側の立場としてのやっぱり弱い立場を少しでも解消するっていうことは必要だと思いますので、これは採択です。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第3号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成少数であります。よって、陳情第3号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第4号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制、機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

藤井行政経営部長。

○行政経営部長（藤井和久君） 特に申し述べることはございません。

終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対してわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

近藤郁子委員。

○近藤郁子委員 住民の安全・安心を支える行政サービス体制、機能の充実を求める意見書の案につきまして、不採択の立場で討論させていただきます。

現在、政府は適切に地方分権改革を進めていく方針の中で、まだ責任ある成果を出すことを大前提に前向きに議論を進めている最中でありますので、今回のこの意見書の提出は時期尚早とも考え、不採択とさせていただきます。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

月岡委員。

○月岡修一委員 下のほうの記に書いてあるように、国の機関が何をやろうとしておるか、それはもう私たちが判断することは不可能でありますし、国がそれぞれの行政機関において人員体制を整えて予算削減をさせる、そういったことを考えれば当然、定員削減計画になるだろうし、そうでなくても一般の人は国会議員を含め人数が多いとか国の役職人数が多いとか、いろいろそういったことを声に出される方もみえますが、いずれにしてもこれ、

国のおやりになることで、我々がどうのこうの言ったところで余りよく理解できないところが多過ぎますので、そういったことで不採択とします。

○総務委員長（富永秀一議員） 不採択ですね。

ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 陳情第4号について、不採択の立場で討論いたします。

私も、国は定員削減計画を出しておりますが、削減できるところは当然削減すべきというふうに考えております。また、全国一律の行政サービスをとっていうことで縮小するなどということなのですが、できるところは縮小とか減少というのは、これは必要なことでありますので、やはりこの部分についてはなかなか難しいのかなと、陳情の趣旨にはちょっと賛同できないということで不採択です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第4号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成なしであります。よって、陳情第4号は、採択に賛成者なく、不採択すべきものと決しました。

陳情第5号 地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

藤井行政経営部長。

○行政経営部長（藤井和久君） 特に申し述べることはございません。

終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対してわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

一色副委員長。

○一色美智子委員 陳情第5につきましては、国、地方財政が依然として厳しい状況にあり、その中で引き続き行政サービスの効率化を進めていく必要があると考えます。トップ

ランナー方式は、財政状況を踏まえ、地方自治体に対して効率的、効果的な行政サービスを促進する目的で導入されております。地域の実情に応じて自主的に、主体的に業務改革に取り組むべきと考えます。

この陳情にある地方自治への不当な介入との考え方は見解が異なると思いますので、不採択といたします。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 陳情第5号について、趣旨採択の立場で討論いたします。

記の下の1、3、4、これは理解することができるんですが、2番目の公務公共サービスのアウトソーシングを行わず、これは多分全てを直営でという意味合いだと思うんですが、ここはできるところはアウトソーシングをしてもいいのかなと。非常に難しい部分からできる部分もありますんで、この部分についてはちょっと難しいのかなということで、趣旨採択であります。

以上です。

○総務委員長（富永秀一議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第5号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成者なしであります。

続いて、陳情第5号は趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（富永秀一議員） 賛成少数であります。よって、陳情第5号は、採択、趣旨採択に賛成少数により不採択とすべきものと決しました。

陳情第6号 沖縄県民の民意を真摯に受けとめ、地方自治を尊重し、辺野古の新基地など米軍基地建設の中止を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

藤井行政経営部長。

○行政経営部長（藤井和久君） 特に申し述べることはありません。

終わります。

○総務委員長（富永秀一議員） 陳情でありますので直ちに質疑に入りますが、当局は質疑に対してわかる範囲でお答えいただきたいと思います。

質疑のある方は挙手を願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

月岡委員。

○月岡修一委員 沖縄県民の皆様には、本当に終戦直後から大変苦勞を強いられていることに対してはまことに、本当に申しわけない、そんな気持ちが心にうずきますが、しかし、この記の2番、沖縄県民の民意を尊重し、米軍基地建設を白紙に戻すことと書いてありますが、米軍基地が設置されて日本国が守られて、そして雇用がふえて、全ての人が騒音、危険にさいなまされてきたわけではないんですね。そういったことを考えたときに、我々が簡単にこの民意を尊重して白紙に戻せということはやはりできない。あくまでも沖縄の人たちにお任せするしかないのかなと思います。

そういった趣旨から考えれば、私は、この陳情6に対しては不採択とすべきだろうと思っております。

○総務委員長(富永秀一議員) ほかにございませんか。

早川委員。

○早川直彦委員 陳情第6号について、採択の立場で討論いたします。

私も今の安倍政権にこれは訴えなければいけないのかなど。今の辺野古の関係のことでありますが、やはり、賛成、反対、それぞれいることも事実なのもわかっているんですが、十分議論が尽くし切れてるのかっていったら、これは尽くし切れてないというふうに私は判断しております。やはり今の現状では、やはり反対派と賛成派がいまだにぶつかり合うようなことが続いている、それが解決するまでは白紙に戻すべきと、これは趣旨に賛同できますので採択といたします。

○総務委員長(富永秀一議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長(富永秀一議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第6号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○総務委員長(富永秀一議員) 賛成少数であります。よって、陳情第6号は、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は……。

(ちょっと待っての声あり)

○総務委員長（富永秀一議員） まだありました。

失礼いたしました。

先ほど、陳情の1号と5号について、賛成者がなくという文言が抜けていたということでしたので、改めて申し上げます。

陳情1号については、採択に賛成者なく、趣旨採択に賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

また、陳情第5号についても、採択に賛成者なく、趣旨採択に賛成少数により、不採択すべきものと決しました。失礼いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（富永秀一議員） ありがとうございます。

委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午後1時52分閉会